

【参考資料 1】

教 企 第 4 6 号
令和元年 7 月 9 日

県立高等学校将来構想審議会会長 殿

宮 城 県 教 育 委 員 会

県立高等学校における多様な学びの在り方について（諮問）
このことについて、県立高等学校将来構想審議会条例（平成20年宮城県条例
第4号）第1条の規定により、別紙理由書を添えて諮問します。

(別紙)

理 由 書

本県では、平成13年に策定した「県立高校将来構想」、平成22年に策定した「新県立高校将来構想」に続いて、令和元年度から令和10年度までを計画期間とする「第3期県立高校将来構想」を平成31年2月に策定しました。

第3期県立高校将来構想では、「本県高校教育の目指す姿」として、「目指す人づくりの方向性」と「目指す学校づくりの方向性」を示しています。

このうち、「目指す学校づくりの方向性」を実現するために、「未来を拓く魅力ある学校づくり」を進めることとしており、その取組の1つとして、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等が多様化している現状から、学びの多様化への対応を掲げているところであります。

これを受けて、定時制課程については、これまでの勤労青年のための学びの場としての役割に留まらず、様々なニーズに応える学校づくりを推進することとしています。

また、学び直し等の課題については、不登校経験者や中途退学者といった多様な入学動機や学習歴を持つ生徒への対応など様々な学びのニーズに応える、新たなタイプの学校の設置について検討することとしています。

今後の定時制課程及び新たなタイプの学校の設置については、これまで既存の全日制高校及び定時制課程が担ってきた役割を踏まえた上で、適正な学校配置も含めて、その在り方を検討する必要があります。

以上のことから、今後の定時制課程及び新たなタイプの学校の在り方について、その検討の方向性を諮問するものです。